

ゆざわジオパーク認定商品制度要綱

令和2年4月22日 制定

(目的)

第1条 ゆざわジオパークの持続的な経済活動を推進するためには、若年層が興味を持つような地域資源循環型の産業振興並びに商品開発が必要である。この要綱では、ゆざわジオパークを発祥とし販売される商品の価値を高めること、さらにはその商品に内在する多様な地域資源との関わりを若年層などの幅広い層に伝えることを目的に、ゆざわジオパーク認定商品（以下、「認定商品」という）の制度を設け、認定された商品の情報を発信する。

(認定)

第2条 湯沢市ジオパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という）は、次の各号の全てを満たす商品を認定商品として認定する。

- (1) 認定商品への申請代表者がゆざわジオパークかたり隊に所属していること。
- (2) 販売形態の整った、無形商品や有形商品
- (3) 推進協議会が選定した3人の審査員（うち1人を小・中・高校生のいずれかとする）が別紙1に定める認定基準をもとに申請の審査をし、申請代表者が別紙2に定める審査結果通知書の受理通知を受領すること。ただし、3人の審査員の判定が受理・不受理とで分かれた場合には、最終的な判断を推進協議会会長が行う。

(認定商品の特典)

第3条 認定商品は、次の各号の特典を受けることができる。

- (1) 推進協議会により、市広報、定例記者会見、ホームページ、かたり隊、地域情報誌、パンフレット等を通じた、認定商品の情報発信が行われる。
- (2) 認定商品のロゴマーク、ゆざわジオパークロゴマーク、ゆざわジオパークキャラクターしず小町を商品に付け加えることができる。

(有効期間)

第4条 認定商品の有効期間（以下「有効期間」という。）は4年間とする。ただし、4年間の起算日は認定を受けた翌年度の4月1日とする。

(有効期間の更新)

第5条 推進協議会が郵送するゆざわジオパーク認定商品継続願（別紙3）を申請代表者が正しく返信した後、推進協議会が指摘する内容に適切に対応した場合に限り、有効期間を更新できる。

(認定取消)

第6条 推進協議会は、対象とする認定商品において次の各号のいずれかに該当した場合に認定を取り消すものとする。

- (1) 法令等を遵守していないなど、ゆざわジオパークの信用を著しく失墜させたとき。
- (2) 申請代表者から認定取り消しの申し出があったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、事務局や観光部会で協議して決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

(別紙1) 認定基準

評価項目	評価基準
意欲 (12点)	ゆざわジオパークの良さを広めたいという熱意が伝わってくる。
表現 (12点)	万人にとりわかりやすく親しみやすい表現がなされている。 具体的な評価対象—— ・フォントやデザイン面
理解を促す工夫 (12点)	ジオパークの理念に関する理解を促すような工夫がされている。 具体的な評価対象の例—— ・小冊子の作成や説明文の記載
科学的な知識 (14点)	信ぴょう性のある情報を提供している。
ストーリー (10点)	ゆざわジオパークの多様な地質資源との関わり、例えば、地質的・生物的・文化的な関わりについてうまく組み込んでいる。
合計 60点	6割以上=36点以上で受理を検討する。

(別紙2) 審査結果通知書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

湯沢市ジオパーク推進協議会会長

審査対象の認定申請中商品 「 」

【↓事務局記載欄：対応するものに✓】

- 1 () 審査員A
() 審査員B
() 審査員Cによる判定結果

A) 受理

B) 受理、ただし、若干の修正の必要があり。

(修正後の再審査は不要、湯沢市ジオパーク推進協議会事務局に調整を一任)

C) 大幅な修正の必要があり、大幅に修正し再審査

D) 商品認定を行うことはできない。

2 コメント

